

## 文京区版幼児教育・保育カリキュラム拡充委員会設置要綱

29 文子幼第 155 号 平成 29 年 5 月 1 日 制定

### (設置)

第1条 区立幼稚園、区立認定こども園及び区立保育園において、等しく質の高い教育・保育を提供する環境を整えるため、平成27年度に策定した文京区版幼児教育・保育カリキュラムの検証並びに区立認定こども園及び区立保育園における3歳未満児の教育・保育カリキュラムを加えた新たな文京区版幼児教育・保育カリキュラム（以下「区版カリキュラム」という。）の策定を目的として、文京区版幼児教育・保育カリキュラム拡充委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 3歳未満児の年次及び期別の乳児教育・保育カリキュラムの策定に関すること。
- (2) 3歳以上児の年次及び期別の幼児教育・保育カリキュラムの検証に関すること。
- (3) その他区版カリキュラムの策定に関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員9人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 区立幼稚園園長 2人
- (3) 区立認定こども園園長 1人
- (4) 区立保育園園長 4人

2 委員会に委員長を置き、委員長は会務を総理する。

3 区長は、第1項第1号の学識経験者のうちから、委員長を指名する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (部会)

第5条 委員長は、区版カリキュラムの内容について個別に検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会員をもって組織し、第3項第1号の区立幼稚園園長、同項第3号の区立認定こども園園長及び同項第4号の区立保育園園長を充てる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども家庭部幼児保育課及び教育推進部教育指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。